

フランクフルト日本人国際学校  
保護者の皆様

## コロナウィルス対策⑥

フランクフルト日本人国際学校  
校長 佐藤 益弘

3月23日に日本政府はドイツを含む欧州各国に対する感染症危険情報レベルを「レベル3:渡航はやめてください(渡航中止勧告)」に引き上げました。

これを受けてコロナウィルスにより一時帰国する児童・生徒に対して次のような対応をとることといたします。

### 1 学籍について

日本の公立小・中学校では、緊急対応のため住民票がなくても居住する地区の学校に転入できるよう文部科学省より通知が出ています。したがって、今回は体験入学ではなく、編入学という手続きとっていただきます。学籍は一時的に日本の学校に入りますが、フランクフルト日本人国際学校に復学する予定がある場合は、休学という形で本校にも学籍を残すこととなります。

### 2 休学について

日本の学校に在籍している間は、フランクフルト日本人国際学校は休学扱いとし、授業料を継続して支払っていただくことで本校にも学籍を残します。

### 3 日本の学校への編入学手続きについて

- ①一時帰国が決まったら、居住地にある教育委員会に「コロナウィルスによる一時帰国のため、編入学の手続きをしたい」旨の電話連絡をします。
- ②教育委員会の確認が取れたら指定された小・中学校に電話連絡をします。
- ③フランクフルト日本人国際学校に電話連絡をし、帰国の日・編入先学校名、電話番号を伝え、転学書類の受取日を確認します。
- ④フランクフルト日本人国際学校から編入学する学校へ連絡します。
- ⑤フランクフルト日本人国際学校で一時帰国願を記入し、転学書類を受け取ります。
- ⑥転学書類を持参し、居住地にある教育委員会で手続きをします。
- ⑦転学書類を持参し、指定された小・中学校に行きます。
- ⑧フランクフルト日本人国際学校へ戻るときは、日本の学校で作成した転学書類を受け取り、登校時に持参します。

### 4 その他

- ①フランクフルト日本人国際学校ではドイツ政府・ヘッセン州の指示により学校開始時期が決まります。現在のところ4月20日の予定です。
- ②現在のところ日本国内ではヨーロッパからの帰国者に2週間の待機指示があります。編入手続き等は代理人が行う場合もあります。ご確認ください。なお、現在日本からのドイツ入国に関しては、入国者に2週間の待機指示はないので学校もそれに準じています。
- ③日本の学校によっては制服等の準備もありますので編入先各校にお問い合わせください。